

業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 令和6年度〔第36-G2506-01号〕
狩野川東部流域下水道 狩野川東部浄化センター等
維持管理包括委託
- 2 施行箇所 田方郡函南町間宮地内
(狩野川東部浄化センター) 及び
田方郡函南町塚本地内
(放流口塚本第一樋管)
- 3 履行期間 着手 令和7年4月1日
完了 令和10年3月31日
- 4 業務委託費
- (1) 運転業務委託費 金____,____,____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金____,____,____円)
- (2) ユーティリティー費 金____,____,____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金____,____,____円)
- (3) 定期点検等業務費 金____,____,____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金____,____,____円)
- (4) 修繕業務費 金____,____,____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金____,____,____円)
- 5 契約保証金 別添の契約約款記載のとおり

上記の委託業務について、発注者 静岡県沼津土木事務所長と受注者 _____ とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の契約約款に従って委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約成立の証として、本契約書2通を作成し、発注者及び受注者はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)第2条第2講第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

発注者 静岡県沼津市高島本町1-3
静岡県沼津土木事務所長 ○○ ○○

受注者

令和6年度〔第36-G2506-01号〕狩野川東部流域下水道
狩野川東部浄化センター等 維持管理包括委託契約約款

目次

- 第1章 総則
 - 第1条 業務の範囲
 - 第2条 総括責任者及び副総括責任者
 - 第3条 履行期間及び引継業務期間
 - 第4条 契約保証金
 - 第5条 監督員
 - 第6条 優先関係
- 第2章 運営準備等
 - 第7条 施設機能の確認
 - 第8条 維持管理実施計画
 - 第9条 許認可の取得等
- 第3章 運転業務
 - 第10条 流入基準
 - 第11条 流入水の処理
 - 第12条 流入水質が流入基準を満たさない場合等
 - 第13条 流入水量が流入基準を上回った場合
 - 第14条 発注者側の工事等への対応
 - 第15条 流入水の水量、水質の変化の把握
 - 第16条 その他の運転に関する条件
 - 第17条 引継事項
- 第4章 維持管理
 - 第18条 本件施設の保全管理
 - 第19条 故障等に対応する修繕業務
 - 第20条 更新等の必要性に関する報告
 - 第21条 回復措置請求
- 第5章 環境計測、業務報告等
 - 第22条 本件施設の環境計測
 - 第23条 発注者による放流水の監視、立入検査
 - 第24条 業務の報告
- 第6章 VE提案
 - 第25条 VE提案
 - 第26条 VE提案の範囲
 - 第27条 VE提案の提出
 - 第28条 VE提案の審査、採用及び契約の変更
 - 第29条 VE提案が採用された場合の契約変更等
 - 第30条 提案内容の保護
 - 第31条 VE提案に係る部分の品質保証
 - 第32条 責任の所在
 - 第33条 VE提案提出費用

第7章 発注者の義務

第34条 委託費等の支払い

第35条 委託費の額

第8章 損害賠償

第36条 損害賠償

第37条 責任範囲

第9章 契約終了

第38条 期間満了による終了

第39条 発注者による契約解除

第40条 受注者による契約解除

第10章 その他

第41条 表明及び保証

第42条 発注者による委託内容の変更

第43条 受注者による委託内容の変更

第44条 災害等の対応

第45条 不可抗力

第46条 経費の負担

第47条 契約の変更

第48条 契約上の地位の譲渡等

第49条 再委託

第50条 履行遅滞による違約金

第51条 通知

第52条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

第53条 事業者調査への協力

第54条 談合等の不正行為に係る損害の賠償

第55条 秘密保持

第56条 準拠法及び管轄裁判所

第57条 雑則

第1章 総則

(業務の範囲)

第1条 受注者は、本契約書、契約約款、業務要求水準書及び受注者が入札の際に提出した技術提案書（以下「本契約書等」という。）に基づき、業務要求水準書Ⅱ－2に記載された対象施設（以下「本件施設」という。）の維持管理（以下「本件業務」という。）を受託する。

2 受注者の業務範囲は業務要求水準書Ⅱ－3及び以下の各号に記載されたものとする。

(1) 本件施設の運転管理。ただし、業務要求水準書Ⅳに定める放流水質契約基準、汚泥に関する基準及び運転に関する条件を遵守するものとする。

(2) 本件施設の保安全管理。ただし、業務要求水準書Ⅳ－6に定める施設機能の維持にかかる保安全管理要求水準を遵守するものとする。

(3) 水質試験、汚泥試験、業務報告等その他の管理業務。

3 受注者は、本契約書等で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、材料品などを決定し本件業務を行うことができる。

(総括責任者及び副総括責任者)

第2条 受注者は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に規定する有資格者を業務の総括責任者として現場に専任で配置できる者及び副総括責任者として現場に専任で配置できる者を選任し、発注者に届けなければならない。

2 総括責任者及び副総括責任者の職務は、次のとおりとする。

(1) 総括責任者は、本契約書等に定められた業務の目的、内容を十分理解して業務に当たるとともに、現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行うこと。

(2) 副総括責任者は、総括責任者を補佐し、総括責任者が不在の場合には、総括責任者の職務を代理する。

3 総括責任者及び副総括責任者は、下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和62年建設省告示第1348号）に定める下水道処理施設管理技士の資格要件に該当する者であって、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

(履行期間及び引継業務期間)

第3条 履行期間は、令和7年4月1日（以下「事業開始日」という。）0時00分より令和10年3月31日（以下「事業期間満了日」という。）24時00分までとする。

2 ただし、令和10年3月1日から令和10年3月31日までを引継期間として設ける。

(契約保証金)

第4条 受注者は、業務委託費 金 , , 円（うち消費税及び地方消費税（金 , 円））の100分の10に相当する金額以上の額の契約保証金を本契約締結時に納付する。ただし、受注者は、契約保証金の納付に代えて、次の各号所定に掲げられた有価証券等を、同号所定の金額が契約保証金以上となる数量を差し入れることができる。

(1) 国債及び地方債 ： 債権金額

(2) 政府の保証のある債権 ： 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登

録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額

- (3) 銀行等が振出し又は支払保証をした小切手 : 小切手金額
 - (4) 銀行等が引受け、保証又は裏書きをした手形 : 手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
 - (5) 銀行等に対する定期預金債権 : 当該債権証書に記載された債権金額
 - (6) 銀行等の保証 : その保証する金額
- 2 受注者が前項の契約保証金の納付の免除を求める場合、発注者は、受注者が本契約より発生する一切の債務について発注者が合理的に満足する内容の履行保証保険を付保することをもって受注者に前項の契約保証金の納付の免除を認めることができる。この場合、契約金額の100分の10以上の額を保険金額とし、発注者を被保険者とする履行保証保険をもって、上記「発注者が合理的に満足する内容の履行保証保険」とする。

(監督員)

第5条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、本契約書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の要求する業務委託を遂行させるための受注者又は受注者の総括責任者に対する業務に関する指示
 - (2) この契約の履行に関する受注者又は受注者の総括責任者との協議
 - (3) 業務の進捗の確認、本契約書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の提出は、本契約書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(優先関係)

第6条 本契約書等及び入札説明書等の間で齟齬が生じた場合は、本契約書等を優先する。

第2章 運営準備等

(施設機能の確認)

第7条 受注者は、本契約締結に先立ち、発注者が示した施設機能確認書の内容が、業務要求水準書IV-6に定める施設機能の維持にかかる保全管理要求水準を満たして

いること、及び本件施設の状況が施設機能確認書と一致していることを確認するものとする。

- 2 受注者は、発注者に対して、本契約締結後、施設機能確認書の内容が業務要求水準書Ⅳ－6に定める施設機能の維持にかかる保全管理要求水準を満たしていないこと、又は本件施設の状況が施設機能確認書に一致していないことを主張することはできないものとする。ただし、本件施設の状況と施設機能確認書に不一致が存在することを本契約締結前に発見することが著しく困難であったことを、受注者が証明した場合を除くものとする。
- 3 前項ただし書きの場合、発注者は、受注者と協議し、速やかに必要な処置を講じるものとする。

(維持管理実施計画)

第8条 受注者は、以下に掲げる各計画書（以下「維持管理実施計画書等」という。）をそれぞれの期限までに、その費用により本契約書等に記載された条件に従って作成し、発注者に提出するものとする。

(1) 維持管理実施基本計画書：事業開始時

(2) 年間維持管理実施計画書：各年度の4月1日の14日前（令和7年度分は、事業開始時）

(3) 月間維持管理実施計画書：各月1日の7日前（令和7年4月分は、事業開始時）

なお、維持管理実施基本計画書、年間維持管理実施計画書及び月間維持管理実施計画書には業務要求水準書Ⅴ－1（2）に定められた事項が記載されなければならないが、維持管理実施計画書等の記載事項の詳細に係る事項については、引継業務期間に行われる発注者及び受注者との協議によって定められたところに従うものとする。

- 2 受注者は、維持管理実施計画書等に基づき本件業務を実施するものとする。発注者が、維持管理実施計画書等に基づき本件業務が行われていないと判断した場合、発注者は受注者に説明を求めるものとする。その結果、発注者が、維持管理実施計画書等に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、発注者は受注者に是正を求めることができる。
- 3 受注者が維持管理実施計画書等の変更を希望する場合、受注者は、変更の14日前までに変更理由及び変更内容を発注者に提出するものとする。

(許認可の取得等)

第9条 法令上業務要求水準書Ⅳ－7（1）に定める資格を有する者が実施すべき業務を受注者が実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。

- 2 受注者は、発注者から、本件業務を遂行するために必要な事務室等の使用のための承認を受けるものとする。
- 3 受注者は、発注者から、本件業務を遂行するために必要な備品の貸与を受けることができる。
- 4 前項のほか、受注者は、本件業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して使用する。

第3章 運転業務

(流入基準)

第 10 条 発注者は、流入水の水量及び水質が、業務要求水準書Ⅲ－２の流入基準を満たすよう、下水道管理者として可能な限りの努力を行うものとする。

(流入水の処理)

第 11 条 受注者は、流入水を業務要求水準書Ⅳ－１（２）アに定める放流水質契約基準Ⅰに適合させて放流する義務を負うものとする。ただし、第 12 条第 3 項、第 13 条第 2 項又は第 14 条第 2 項において、受注者が責任を負わない旨規定されている場合を除く。

2 放流水質契約基準Ⅰ又は業務要求水準Ⅳ－１（１）に定める放流水質法定基準を達成できなかったとき（以下、「未達」という。）は、別紙 2 に基づき、受注者は速やかに改善計画書を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。受注者は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

3 前条の流入基準を満たしている場合、放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準が満たされなかったときは、発注者は、第 34 条、第 36 条、第 39 条、別紙 2 及び別紙 5 の規定に従い委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求をすることができる。ただし、やむを得ない事情による場合、これに基づく委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求又は違約金の請求を行うことはできないものとする。

4 受注者は流入水を業務要求水準書Ⅳ－１（２）イに定める放流水質契約基準Ⅱに適合させるように放流する義務を負うものとする。

5 放流水質契約基準Ⅱを達成できなかったときは、別紙 2 に基づき、受注者は速やかに改善計画書を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。受注者は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

6 放流水質契約基準Ⅱが満たされなかったときは、発注者は、第 34 条、第 36 条、第 39 条、別紙 2 及び別紙 5 の規定に従い委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求をすることができる。

(流入水質が流入基準を満たさない場合等)

第 12 条 流入水質が、水質に関する流入基準を満たさなかった場合又は別紙 3 に示す流入水質の異常があった場合（以下、「流入基準未達」という。）、受注者は別紙 3 に列挙された対応を行い、放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準を満たすことができるよう努めるものとし、発注者から指示がある場合はそれに従う。

2 流入基準未達の場合に放流水質法定基準を満たした場合、受注者は、発注者に対し、これにより生じた追加費用を別紙 5 に従い請求することができるものとする。

3 第 1 項に基づく対応を行った場合においては、放流水が放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準を満たしていないときも、受注者は責任を負わないものとする。ただし、受注者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。

(流入水量が流入基準を上回った場合)

第 13 条 流入水量が、水量に関する流入基準を上回った場合は（さらに流入水質も流入基準を満たさない場合も含む。）、受注者は別紙 3 に列挙された対応を行い、放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準を満たすことができるよう努めるものとし、発注者から指示がある場合はそれに従う。

- 2 前項の場合においては、放流水が放流水質契約基準Ⅰ又は放流水質法定基準を満たさない場合においても、受注者は責任を負わず、これを理由に委託費は減額されないものとする。ただし、受注者が前項の対応方法に従わなかった場合又は受注者に故意または過失がある場合はこの限りではない。

(発注者側の工事等への対応)

- 第 14 条 受注者は、発注者が予定している別紙 8 の工事及びその他の工事について、処理場の運転調整や打合せへの出席などの協力をしなければならない。
- 2 前項の工事の影響により、放流水が放流水質契約基準Ⅰ及び放流水質契約基準Ⅱを満たさない場合においても、受注者は責任を負わず、これを理由に委託費は減額されないものとする。ただし、受注者に故意または過失がある場合はこの限りではない。

(流入水の水量、水質の変化の把握)

- 第 15 条 受注者は、流入水量及び水質の監視を行い、流入水の水量又は水質が業務要求水準書Ⅲ-2 の範囲を逸脱している場合は速やかに発注者に報告し対策を行うものとする。
- 2 発注者は、流入水量及び流入水質について、流入基準未達を生じさせる可能性の高い事実の発生を知った場合は速やかに受注者に通知し対策をとらせるものとする。

(その他の運転に関する条件)

- 第 16 条 流入水の処理に伴い発生する汚泥の処理は、業務要求水準書Ⅳ-3 に定めるところによる。業務要求水準書Ⅳ-3 に定める脱水汚泥契約基準Ⅰ及びⅡを満たしていない場合は、第 11 条第 2 項から第 6 項を準用する。この場合、放流水質契約基準を脱水汚泥契約基準に読み替えるものとする。
- 2 前項のほか運転に関する条件は、業務要求水準書Ⅲ及びⅣに定めるところによる。業務要求水準書Ⅳ-4 に定める悪臭に関する基準を満たしていない場合は、第 11 条第 2 項を準用する。この場合、放流水質契約基準を悪臭に関する基準に読み替えるものとする。
 - 3 汚泥処理について発注者側の工事等への対応は第 14 条を準用する。この場合、放流水質契約基準を脱水汚泥契約基準に読み替えるものとする。
 - 4 各処理設備の電力量原単位は、業務要求水準書Ⅳ-2 に定めるところによる。業務要求水準書表Ⅳ-4 の電力量原単位を超過し、1.1 倍以上となる場合は要因分析を行い発注者にその結果を報告すること。

(引継事項)

- 第 17 条 受注者は、業務開始後、可能な限り速やかに、本件施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項(本契約の終了又は解除後に本件施設を運転する者に必要となる事項として、業務要求水準書Ⅴに規定された内容を含むものとする。以下「引継事項」という。)を作成し、本契約が終了するまで、本件施設に備えおくとともに、発注者に通知するものとする。
- 2 発注者は、いつでも、本件施設において引継事項を閲覧し、また、受注者に対し引継事項の内容の説明を求めることができるものとする。
 - 3 受注者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受注者は、引継

事項の内容を変更したときは、発注者に対し、速やかに引継事項を変更した旨通知するものとする。

- 4 受注者は、次期受注者に対して原則として令和10年3月1日から3月31日までを引継業務期間として引継事項を引き渡し、当該業務の遂行に支障が生じないように引継ぎを行わなければならない。

第4章 維持管理

(本件施設の保全管理)

第18条 受注者は、以下に記載された本件施設の保全管理業務を行うものとする。

- (1) 業務要求水準書Vに記載された保守点検業務(日常点検等及び別紙7に示す定期点検等業務)
- (2) 次条に規定する修繕業務
- (3) その他本件施設の保全管理

(故障等に対応する修繕業務)

第19条 本件施設において、設備の更新又は修繕の必要が生じた場合、その費用が一件当たり金1,000千円(金額には消費税及び地方消費税を含む。)を超えないものは、修繕業務として受注者が実施する。

(更新等の必要性に関する報告)

第20条 本件施設において、設備の更新又は業務範囲を超える補修の必要が生じた場合、受注者は、発注者に対し、補修又は更新が必要である設備の現況及びその理由を速やかに書面により報告するものとする。

(回復措置請求)

第21条 第18条に規定された管理がなされていないと発注者が判断した場合、若しくは、第23条第2項の結果、適正な管理が行われていないと発注者が判断した場合、発注者は、違反内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は、改善計画書の提出を命じられてから14日以内に改善計画書を発注者に提出し、発注者の確認を受けるものとする。受注者は、確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。

- 2 発注者は、前項の期限内に受注者が改善計画書を提出しない場合(提出された改善計画書では、指摘した違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。)又は改善計画書のとおり本件業務を是正できない場合、求める措置内容とその理由を記載した書面により、受注者に施設機能の回復に必要な措置を受注者の負担により行うことを請求することができるものとする(以下「回復措置請求」という。)
- 3 受注者は、回復措置請求の全部又は一部に不服がある場合、発注者と協議することができるものとする。

第5章 環境計測、業務報告等

(本件施設の環境計測)

第 22 条 受注者は、放流水が業務要求水準書Ⅳに定める放流水質契約基準及びその他の基準（以下、「水質契約基準等」という。）を満たしているかを確認するため、業務要求水準書Ⅴによる計測を行う。計測の結果、水質契約基準等を満たしていない場合、別紙 2 に規定された対応を行うものとする。

2 受注者は、前項の定めるところに従って水質試験及びその他環境計測の結果並びに受注者が行った対応について、第 24 条に定めるところに従って報告する。

（発注者による放流水の監視、立入検査）

第 23 条 発注者は、随時、水質検査その他環境計測及び本件施設の機能についての検査を行うことができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。ただし、発注者は、受注者の業務に支障が生じないよう努めなければならないものとする。

2 発注者は、前項の検査又は受注者の業務遂行状況について監視を行うために、本件施設へ立ち入ることができる。また適宜受注者に説明を求めることができるものとし、受注者は、これに協力するものとする。

3 前 2 項の結果、要求水準未達等の事実が判明した場合、発注者は必要な措置を受注者の負担において行うことを請求することができる。また、発注者は、受注者に検査費用及びこれにより生じた損害賠償の請求をすることができるものとする。

（業務の報告）

第 24 条 受注者は、本件施設の点検及び第 22 条に規定する水質検査の結果について、業務要求水準書Ⅴ-16 に従い日報を作成する。受注者は、翌開庁日の朝礼時までには日報を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、月報及び年報を作成し、月報は翌月 10 日までに、最終月報及び最終年報は令和 10 年 4 月 1 日までに発注者に提出する。月報及び年報に記載すべき事項は業務要求水準書Ⅴ-16 によるものとする。

3 発注者は、日報、月報及び年報の内容について、受注者に説明を求めることができる。また、必要な範囲で、その他の資料の提出を求めることができるものとする。

4 受注者は、定期点検を実施したときは、業務要求水準書Ⅴ-16（4）に定める定期点検等業務実施報告書を発注者に提出するものとする。

第 6 章 VE 提案

（VE 提案）

第 25 条 業務期間中において、発注者は受注者が VE 提案を行い、発注者がこれを適当と認めた場合は、受注者に対して、発注者が受益する範囲において報奨を行うものとする。

（VE 提案の範囲）

第 26 条 受注者が、VE 提案を行う範囲は、要求水準書に記載された内容の変更を必要とする場合に限るものとする。

（VE 提案の提出）

第 27 条 受注者は、VE 提案を行う場合には、VE 提案書に次に掲げる事項を記載の

うえ、発注者に提出しなければならない。

- (1) この契約に規定される内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
- (2) V E 提案の実施方法に関する事項
- (3) V E 提案が採用された場合の請負代金額の概算削減額及びその算出根拠
- (4) その他 V E 提案が採用された場合に考慮すべき事項

(V E 提案の審査、採用及び契約の変更)

第 28 条 発注者は、V E 提案の受領後 14 日以内にその提案を採用するか否かを決定し、受注者に通知するものとする。ただし、発注者は受注者に理由を通知したうえで、この期限を延長することができる。

- 2 発注者は受注者に対し、V E 提案に関する資料、その他の文書を求めることができる。
- 3 発注者は、V E 提案を採用した場合には、書面をもって採用する旨を受注者に通知するものとする。
- 4 発注者は、V E 提案を採用しなかった場合には、受注者に対し書面をもってその理由を通知するものとする。

(V E 提案が採用された場合の契約変更等)

第 29 条 発注者は、前条の規定により、V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、契約の変更を行うものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により、契約の変更が行われた場合において、必要があるときは、業務委託費の変更を行うものとする。
- 3 発注者は、前項の変更を行う場合においては、V E 提案により業務委託費が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額を削減しないものとし、受注者と協議のうえ実績に応じて業務委託費を清算する。

(提案内容の保護)

第 30 条 発注者は、V E 提案に係る事項について、その後の業務において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(V E 提案に係る部分の品質保証)

第 31 条 受注者は、V E 提案に係る部分について、その品質を保証するものとする。ただし、特殊なもので第三者の判断によらなければならない場合は発注者及び受注者の協議によるものとする。

(責任の所在)

第 32 条 発注者が受注者の V E 提案等を適正と認め、契約の変更を行った場合においても、受注者の責任が否定されるものでない。

(V E 提案提出費用)

第 33 条 V E 提案提出費用は、受注者の負担とし、V E 提案によって業務委託費が低減すると見込まれる額に含めない。

第7章 発注者の義務

(委託費等の支払い)

第34条 発注者は、第24条第2項の月報を受領したときは、受領した日から10日以内に月報の内容を確認し、受注者にその結果を通知する。

- 2 受注者は、前項の通知を受けた後に、対象月の流入水量や水質契約基準等の達成状況等をもとに、別紙5に従い計算された各月の委託費（本契約上受注者が発注者に請求できる費用を含む。）の支払いを、運転業務委託費に係る請求、ユーティリティー費に係る請求、定期点検等業務費に係る請求及び修繕業務費に係る請求に分けて書面により請求する。
- 3 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求受領後30日以内に委託費を支払うものとする。ただし、発注者の支払い手続き時において、受注者が本契約に違反している場合に限り、発注者は委託費の支払いを留保することができる。
- 4 委託費は運転業務委託費、ユーティリティー費、定期点検等業務費及び修繕業務費から構成される。ただし、要求水準未達の場合、発注者は別紙5に従い、これらを減額することができるものとする。
- 5 一定の賃金又は物価の変動があった場合、税制が変更する場合又は点検業務の内容に変更があった場合等においては、別紙6に従い委託費の見直しを行うことができるものとする。

(委託費の額)

第35条 本契約において、各年度における業務要求水準書Ⅲ-2(1)に示す年間処理水量に基づく委託費の支払限度額（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとする。

令和7年度 金____,____,____円

令和8年度 金____,____,____円

令和9年度 金____,____,____円

第8章 損害賠償

(損害賠償)

第36条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、受注者は発注者に対して、以下の事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

- (1) 第11条第3項又は第6項に定める場合（準用される場合も含む。）
 - (2) 第23条第3項に定める場合
 - (3) 第38条第3項に定める場合
 - (4) 前各号の他、受注者の本契約の規定への違反、その他受注者の責に帰すべき事由により、発注者に損害が生じた場合
- 2 発注者の本契約の規定への違反、その他発注者の責に帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合、発注者は受注者に対して、その事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
- 3 受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は当該第三者

に対してその損害を賠償する義務を負う。受注者の責に帰すべき事由により発注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、発注者は受注者に対して求償権を行使することができるものとする。

- 4 発注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、発注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。発注者の責に帰すべき事由により受注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受注者は発注者に対して求償権を行使することができるものとする。
- 5 発注者及び受注者は、業務要求水準書Vに示す保険に加入するものとする。
- 6 本契約は、第三者に対して放流水質契約基準による放流を保証するものではない。

(責任範囲)

第 37 条 受注者及び発注者の責任範囲については別紙 1 に従うものとする。

第 9 章 契約終了

(期間満了による終了)

第 38 条 期間満了により終了した場合、受注者は業務完了報告書を提出し発注者の行う完了検査を受けるとともに、以下の義務を負う。

- (1) 受注者は、本件施設が業務要求水準書で提示した性能を発揮できる機能を有し、事業期間終了後 1 年以内に不測の更新・修繕等を要することのない状態で本件業務を引継ぎ、また引継事項を交付するものとする。
 - (2) 受注者は、事業期間終了時において、発注者から貸与された備品類と同等かつ同数量以上のものを発注者に引き渡すものとする。
 - (3) 受注者は、事業期間終了時に、自家発電設備用の燃料等は、貯蔵タンクの最大容量まで補充して発注者に引き渡すものとする。
- 2 発注者は、令和 9 年 12 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日の期間内において発注者が決定した日に、施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が業務要求水準書を満たしていないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを請求することができるものとする。
 - 3 前項の評価後事業期間終了時まで、本件施設について業務要求水準書を満たしていないと発注者が判断した場合、これにより生じた損害及び費用を受注者に請求することができる。ただし、発注者は、事業期間終了後 14 日以内に、受注者に対して通知するものとする。
 - 4 本条第 2 項及び第 3 項による請求がなされた場合、第 21 条第 3 項の規定を準用する。

(発注者による契約解除)

第 39 条 発注者は、受注者について、以下のいずれかに該当する事由が発生した場合、受注者に対する通知により直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 第 11 条第 3 項又は第 6 項に該当する場合（ただし、別紙 2 で定められた解除の条件を満たす場合に限る。）

- (2) 第 21 条に基づく回復措置請求に正当な理由なく従わない場合
- (3) 第 36 条に違反した場合
- (4) 前各号のほか受注者が本契約の規定に違反し、発注者が是正を催告したにもかかわらず、正当な理由なく催告した日から 14 日以内に違反が是正されなかった場合
- (5) 破産の申し立てをした場合又は第三者により破産の申し立てがなされ、破産宣告がなされた場合
- (6) 民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始若しくはその他法的倒産手続きの開始の申立をした場合又は第三者によりこれらの手続きの開始の申立を受けこれらの手続きが開始された場合
- (7) 小切手又は手形の不渡があった場合（ただし、2号不渡り（東京手形交換所規則施行細則第 77 条第 2 号）を除く。）
- (8) 本項第 5 号から第 7 号に準ずる信用状況の悪化が認められる場合又は本契約等に基づく業務が困難であると合理的に認められる場合
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- 2 前項各号の事由の発生により、発注者により契約が解除された場合、受注者は発注者に対し違約金を支払う。違約金の額は、契約金額の 100 分の 10 とし、違約金は、契約保証金から優先的に充当する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、発注者は 3 ヶ月前までに通知をすることにより、いつでも本契約を終了させることができる。ただし、発注者は受注者に対し、別紙 5 に示す年間委託費の 100 分の 10 に相当する金額を本契約終了後 180 日以内に補償金として支払うものとする。
- 4 第 38 条第 1 項の規定は本条の規定により契約が終了する場合に準用する。また、本条の規定により契約が終了する場合、施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が業務要求水準書を満たしていないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に対しこれらの条件を満たすために必要な措置を受注者の負担において行うことを受注者に対して請求することができる。

（受注者による契約解除）

第 40 条 受注者は、以下に該当する場合、発注者に対する通知により、直ちに契約を

解除することができるものとする。

- (1) 発注者が、委託費の支払いを1ヶ月以上遅延した場合
 - (2) 受注者の責に帰さない事由により、本件業務の遂行が不可能となった場合
- 2 前項により契約が解除された場合、受注者は、発注者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができるものとする。
- 3 前条第4項の規定は、本条の規定により契約が終了する場合に準用するものとする。

第10章 その他

（表明及び保証）

第41条 受注者は、発注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証するものとする。

- (1) 受注者による本件業務の遂行において受注者に適用される一切の法令に違反しないこと
 - (2) 第39条第1項第5号から第9号に規定する事由が生じていないこと
 - (3) 公租公課を滞納していないこと
 - (4) 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所または公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受注者の知る限りにおいてそのおそれが生じていないこと
 - (5) 本契約に関し、受注者が発注者に対して提供した情報とその重要な点においてすべて正確であること
- 2 発注者は、受注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号の事実を表明し、保証するものとする。
- (1) 発注者が受注者に交付した書面が重要な点においてすべて正確であること
 - (2) 本契約の締結に必要な手続きをすべて完了していること
- 3 前2項に規定された事項に変更が生じた場合、相手方に対して直ちに通知するものとする。
- 4 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。
- (1) 第54条に該当するとき
 - (2) 受注者が不正な手段で入札に参加したことが判明したとき

（発注者による委託内容の変更）

第42条 発注者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により委託の内容の変更を希望する場合、受注者に対して変更を希望する日（以下本条において「変更日」という。）の3ヶ月前までに変更案（委託費部分を含まない。以下本条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聞くよう努めなければならない。

- 2 受注者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから1ヶ月以内に発注者に対し、変更案に対応する委託費に関する見積り（入札の際に添付した入札金額見積内訳書と同様の内容及び別紙5と同様の内容を含む。）を提出するものとする。

- 3 発注者は、受注者に対し、前項の見積りを受領してから1ヶ月以内に前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。
- 4 発注者が見積りを承認しない旨受注者に対して通知した場合、発注者及び受注者の協議により変更案及び委託費を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後1ヶ月以内に成立しない場合（なお、この期間については両者の合意の上変更することができるものとする。）、発注者は変更案の撤回又は契約の終了のいずれかを受注者に対して通知するものとする。発注者が契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により契約が終了した場合、第38条及び第39条第3項ただし書を準用する。
- 5 第1項の期間は、公益上やむをえない事由がある場合、短縮することができる。この場合、受注者は変更案の受領後可能な限り速やかに第2項の見積りを提出しなければならない。

（受注者による委託内容の変更）

- 第43条 受注者は、委託の内容の変更を希望する場合、発注者に対して変更を希望する日（以下本条において「変更日」という。）の3ヶ月前までに変更案（委託費部分を含む。以下本条において、「変更案」という。）を提出するものとする。なお、受注者は事前に変更案について発注者の意見を聞くよう努めなければならない。
- 2 発注者は、受注者に対し前項の変更案を受領してから1ヶ月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案に従って変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議の上変更できるものとする。

（災害等の対応）

- 第44条 受注者は、発注者が作成する「狩野川東部浄化センター業務継続計画（BCP）」に従い、災害時等の対応業務を行うものとする。
- 2 受注者は、発注者が行う防災訓練等に協力すること。

（不可抗力）

- 第45条 暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の見積りを超えた自然的若しくは人為的な事象であって、発注者及び受注者の責に帰すことができない事由（流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む。）により、本件施設の運営が著しく困難となった場合又は本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、また、本件施設への被害、本件業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、発注者の負担とする。ただし、受注者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受注者の負担とする。
- 2 暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の見積りを超えた自然的若しくは人為的な事象であって、発注者及び受注者の責に帰すことができない事由（流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む。）により本件施設が損傷した場合、発注者の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、受注者の故意又は重過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合又は防止

することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受注者の負担とする。

- 3 前項に規定する本件施設の損傷（ただし書きに該当する場合を除く。）により、本件業務を行うことができなかった期間の委託費については、別紙5に示す委託費の期間分を発注者が支払うものとする。
- 4 本件施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合、発注者は、必要である範囲内において、委託内容を変更することができるものとする。また、本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、委託継続の可否について協議するものとする。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に事前に通知をすることにより、発注者及び受注者は、契約を解除することができるものとする。
- 5 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により生じた費用については、発注者の負担とする。

（経費の負担）

第 46 条 受注者が業務履行上負担する経費は、別紙4に定めるものとし、それ以外は発注者の負担とする。

（契約の変更）

第 47 条 第 42 条から第 45 条に定める他、本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

（契約上の地位の譲渡等）

第 48 条 受注者は、発注者の書面による承認を得た場合を除き、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。

（再委託）

第 49 条 受注者は、本件業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、一部の業務について、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、本件業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

（履行遅滞による違約金）

第 50 条 受注者は、本契約に定める重要な債務の履行について遅滞があった場合には、契約金額に年 2.5 パーセントの割合を乗じて計算した金額の違約金を発注者に対し支払うものとする。

（通知）

第 51 条 本契約に規定された通知は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む。）により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。

- 2 発注者の受注者に対する通知は、発注者の定める方式により受注者が発注者に届け

出た場所に対して行うものとする。

- 3 前項の届出内容に変更があった場合、受注者は速やかに発注者に届け出なければならない。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

- 第 52 条 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係企業による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。
- 2 前項の規定による警察に通報し、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者にその旨を文書で報告しなければならない。
 - 3 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係企業による不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

(事業者調査への協力)

- 第 53 条 発注者が、本契約に係る発注者の適正な予算執行を期するため必要があると認めるときは、発注者は受注者に対し、受注者が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（発注者に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができるものとする。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

- 第 54 条 本契約に関し、受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、本契約の委託金額（本契約締結後、委託金額の変更があった場合には、変更後の委託金額）の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項又は第 8 条の 3 に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期

間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき

- (4) 本契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)の独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき
 - (5) 本契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 に規定する刑が確定したとき
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、発注者とその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 3 受注者が前 2 項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密保持)

第 55 条 発注者及び受注者は、以下の場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容及び本契約の履行に伴い入手した相手方に関する情報(維持管理実施計画書を含む。)を第三者に対して開示しないものとする。

- (1) 本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合
 - (2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
 - (3) 契約締結時に守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方に開示された情報を除く。
 - (4) 法令・条例により開示が義務付けられる場合(議会の開示請求がある場合を含む。)において、法令・条例上必要である範囲内において開示する場合
 - (5) 発注者又は受注者の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合
 - (6) 相手方が書面により承諾した場合
 - (7) 本件施設に関する業務を承継する者に対して維持管理実施計画書を開示する場合
- 2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 56 条 本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。

- 2 発注者及び受注者は、本契約に関する一切の紛争については、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

(雑則)

第 57 条 受注者は、本件業務の実施に当たり業務要求水準書Ⅳ－8 に示す関連法令等を遵守する。

- 2 本契約の履行に関して、発注者と受注者の間で用いる計量単位は、本契約書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるところによるものとする。
- 3 期間の定めについては、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律

第 48 号) の定めるところによるものとする。

- 4 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
- 5 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が生じた事項については、両当事者は誠実に協議を行い、その対応を決定するものとする。
- 6 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は日本語とする。
- 7 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は日本円とする。

(総合評価落札方式による契約に関する附則)

受注者は、契約書記載の業務の遂行に際しては、発注者に対して提出した維持管理実施計画書等に記載されている仕様等を遵守すること。

- 2 発注者は、受注者の責により、入札時の技術資料により提案した技術提案等が履行できない場合は、達成度合いに応じて以下に示す算式により契約金額の減額を行うものとする。ただし、技術提案等において発注者が採用を認めないことを通知した提案は除く。

・減額の算出方法

$$\text{減額} = \left[1 - \frac{100 + \beta}{100 + \alpha} \right] \times C$$

C：当初の契約金額（円）

α ：当初の加算点

β ：達成度合いに応じて再計算した加算点

※算出金額は、千円未満切り捨てとする。

- 3 契約締結時点において想定されなかった事象の発生によって入札時の技術資料に基づく提案内容が実施できない場合は、発注者と受注者とが協議の上その取り扱いについて決定する。